仕　様　書

1　件名

ｅラーニング教材（地方自治制度）制作業務委託

2　目的・事業概要

本教材は、特別区人事・厚生事務組合特別区職員研修所（以下「委託者」という。）が実施する研修において、特別区に勤務する新規採用職員が地方自治制度についての基礎知識や特別区の歴史などを学ぶために使用することを前提に制作する。

3　履行期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

4　履行場所

委託者が指定する場所

5　受講対象者

特別区の新規採用職員（一般事務、土木技術、保育士、保健師　等）

6　委託事項

受託者は、以下に指定するｅラーニング教材を制作し納品すること。

※詳細については、委託者と協議をし、決定すること。

(1)　科目

ア　「地方自治制度Ⅰ」

・自治体職員としての基礎知識

・自治体における特別区の位置づけや仕事の内容

イ　「地方自治制度Ⅱ」

・都区制度改革までの特別区のあゆみ

・税制度の基本的な仕組みや予算、決算の意義

・地方財政制度における特別区の特例的な仕組みや財政状況

(2)　動画視聴環境

ア　機器：PC、タブレット、スマートフォン

イ　OS：＜PC＞Windows　８．１以降　Mac　１０．０．０以降

＜スマートフォン＞　Android　６．０以降　iOS　１１以降

ウ　ブラウザ：Internet Explorer　１１以降 、

Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox

各最新版

(3)　動画の規格

ア　アスペクト比

１６：９

イ　解像度（画質）

Full HD（1920×1080）

ウ　動画時間（尺）

１ファイルあたり最大30分程度。なお、１科目あたりのファイル数は３～５フ

ァイル程度とする。

エ　使用言語

日本語

(4)　教材制作の工程

ア　原稿作成

・原稿作成にあたり、来所またはオンラインで方針検討打合せを１回以上行うこと。なお、打合せに係る経費は委託料に含まれるものとする。

・受託者は e ラーニング教材の原稿を作成し、原稿の内容について委託者の承諾を得た上で動画制作を進めること。

イ　動画制作

・受託者が制作した動画の内容等について、校正を１回以上行う。

ウ　成果物納品

(5)　納品

ア　納品データ形式

次の①～③のデータ形式を納品すること。

①音声台本…Microsoft Word for Microsoft 365

②原稿データ…Microsoft PowerPoint for Microsoft 365

③動画データ…MP4 または MOV。

※プロジェクトファイルの納品は不要。

イ　納品方法

DVD－R　２枚（正・副１枚ずつ）

ウ　納品時期

令和１０年３月下旬（具体的な日程は委託者と協議すること。）

(6)　その他

ア　上記２の目的を踏まえ、動画の視聴により受講対象者が地方自治制度について正しく理解できる内容とすること。

イ　令和１０年１月下旬に委託者が提供する「令和１０年度新任研修テキスト」を基に作成すること。なお、方針検討打合せの段階で、参考資料として「令和９年度新任研修テキスト」を受託者に提供することは可能。

ウ　納品した動画を株式会社インソースが提供する「Leaf lightning」にて、令和１０年５月以降に公開する予定であるため、これを考慮して制作すること。

エ　肉声または合成音声による説明を付すこと。また、全ての説明音声について字幕を挿入すること。

オ　受講者が見やすい文字のポイントとすること。

カ　ユニバーサルデザインに配慮すること。

キ　受講者が学習しやすいように工夫をすること。

ク　令和１０年度以降は本教材を修正して使用するため、納品後、委託者が修正等を行いやすい形式で制作すること。

ケ　教材は、アニメーション型で制作すること。

コ　最新の法改正を反映した内容とすること。（基準日：令和１０年４月１日時点）

サ　独自案として、仕様に定めることを超えて当該業務目的の達成に寄与する企画があれば提案すること。

シ　受託者は、本契約を円滑に履行するため、担当者を設けて連絡調整に努めること。

ス　受託者は委託者に対して、逐次進捗状況等の情報共有を行うこと。
セ　委託者から提供する資料については、動画教材作成以外の目的で第三者へ提供しないこと。

7　成果物の著作権等

(1)　著作権

受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。なお、受託者から委託者への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

(2)　著作者人格権

受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

8　知的財産権の遵守

受託者は、成果物の制作にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠件、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ件その他の権利を侵害しないこと。

9　支払方法

完了払とする。

10　法令遵守事項

(1)　受託者は、本業務の履行において、各種法令を遵守しなければならない。

(2)　本業務において使用する著作権、商標権、特許権等の知的財産権（以下「著作権等」という。）については、その権利を侵害しないよう、使用権を取得するなど適正な手続きを行うこと。

本業務においてデジタルデータを使用する場合は、著作権等が侵害される違法なコピー又はアップロードとならないよう、十分な対策を講じること。

(3)　受託者の故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合、受託者は、委託者の責めに帰すべき事由によるものを除き、その責任及び賠償等の費用を負うものとする。

また、受託者の責任及び賠償等の費用負担は、本契約期間中はもとより契約期間満了後又は契約解除後も同様に発生するものとする。

なお、第三者との紛争が発生した場合、受託者の責任により交渉を行い、紛争解決に向けて誠意をもって対応すること。

11　その他

この仕様書に記載がない事項又は内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議し決定すること。